

平成24年第10回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成24年12月13日（木曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第83号 秋田県町村電算システム共同事業組合の設立について
- 第 2 議案第84号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第85号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第86号 美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第87号 指定管理者の指定について
- 第 6 議案第88号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第9号
- 第 7 議案第89号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第 8 議案第90号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号
- 第 9 議案第91号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 第10 議案第92号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号
- 第11 議案第93号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員長	渡邊調君
農業委員会 農事務局長	杉澤哲君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	下田亮君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	小西輝昭		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第83号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第83号 秋田県町村電算システム共同事業組合の設立についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第83号 秋田県町村電算システム共同事業組合の設立についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、秋田県町村電算システム共同事業組合の設立について、関係町村と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定に基づき提案するものでございます。

22ページ、23ページの別紙規約（案）をお願いします。

第1条では、組合の名称、第2条では組合を組織する町村は秋田県内の全12町村で組織することを規定しております。

第3条では、共同処理の事務を電算共同システム及び電算共同システムに関するネットワークの整備、管理、運営に関することとしております。

第4条、第5条、第6条、第7条では、組合の事務所の位置、議会の組織及び議員の選出方法、任期、議長及び副議長のことを規定しており、組合の議員は町村の議会議長をもって充てることとしております。

第8条では、管理者及び副管理者の設置並びに選任の方法を規定しており、管理者及び副管理者は町村の長をもって充てることとしております。

第9条、第10条では、職員、監査委員について、第11条では組合の経費の支弁方法について規

定しております。

本規約の施行は平成25年4月1日からとなっております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第83号の説明が終わりました。

◎議案第84号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第84号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第84号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、町長、副町長の給与について、平成22年12月からそれぞれ減額をしておりますが、引き続き減額をいたすべく提案をするものでございます。

次のページをごらんください。美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

附則に、次の二項を追加するもので、10項は、町長に支給する給料を平成24年12月から1年間、月額で2万円を引き続き減額する規定でございます。

11項は、副町長に支給する給料を平成24年12月から1年間、1万円を引き続き減額する規定となっております。

本改正条例は、公布の日から施行し、12月1日からの適用となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第84号の説明が終わりました。

◎議案第85号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第85号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第85号についてご説明いたします。

提案理由ですが、教育長についても議案第84号と同様に引き続き減額をたく、提案するもの
でございます。

次のページをごらんください。美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一
部を改正する条例(案)でございます。

附則に、次の一項、第5項を追加するもので、教育長に支給する給料を平成24年12月から1年
間、月額で9,000円を引き続き減額する規定でございます。

この改正条例につきましても、公布の日から施行し、12月1日からの適用となっております。
以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第85号の説明が終わりました。

◎議案第86号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第4、議案第86号 美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する
条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井智則君) 議案第86号 美郷町農業集落排水施設の使用及び管理に関する条例の
一部改正について、ご説明いたします。

提案理由ですが、これまで地域ごとに定めていた農業集落排水施設の使用料を改正したく、提
案するものです。

別紙30ページ及び議案資料集の1ページ、条例の新旧対照表によりご説明いたします。

今回の改正は、別表第1の基本使用料を1カ月につき5立方まで525円とし、5立方を超える1
立方につき136円とするものです。

改正案は、基本使用料金を従前の半分または半分以下にしたことで老人世帯やひとり暮らし世
帯の使用料が軽減される料金体系としております。また、5立方を超える分については、使用水
量に対する定額料金で、使用料金が均一に増加する一定単価制として公平性を考慮した料金体系

としております。

これにより、23年度使用料は約5,524万円ですが、改正後の試算では約200万円の増で実質引き上げ幅は約3.7%増となります。また、これにより管理経費を使用料で賄うことができます。

次に、議案資料集の2ページをお開き願います。

別表第2は、メーター使用料の改正で、口径ごとの使用料を統一するものです。家庭用ポンプの利用者を対象として基本口径を13ミリから75ミリまでの7種類とするもので、改正案は上げ幅で最大月額21円、下げ幅で最大月額30円となりますが、改正後の使用料金は前年度と、ほぼ同額となります。

次に、条例の施行についてですが、冬期料金の精算が終了した後の来年5月からのメーター検針にあわせて施行したく、平成25年5月11日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第86号の説明が終わりました。

◎議案第87号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第87号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第87号についてご説明いたします。

提案理由ですが、1の指定管理者に管理させる公の施設に記載の美郷町千畑温泉館ほか8つの施設、いわゆる町内3温泉施設等につきまして、平成24年11月15日付にて美郷温泉振興株式会社より指定管理者の指定の申請があり、11月28日に開催された美郷町指定管理者選定委員会において同社を候補者として選定したことから、美郷温泉振興株式会社を町内3温泉施設等の指定管理者に指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案をするものでございます。

指定の期間は、平成25年4月1日より平成28年3月31日までの3年間でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第87号の説明が終わりました。

◎議案第88号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第88号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第9号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第88号 平成24年度一般会計補正予算第9号について説明します。

今回の補正内容は、2億2,314万3,000円を追加するものであります。

39ページ、第2表繰越明許費から順次説明してまいります。

第2表繰越明許費でございます。11款2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業1億2,037万円を繰越明許費とするものです。ことしの1月・2月の異常気象により氷点下以下の低温が続いたことにより道路の舗装面にクラックや路面の盛り上がり、沈下などの凍上の災害が発生しました。7月に国の被害調査が入り、このたび国と県との施工協議が整いましたので、今回補正予算計上しておりますが、凍上災の施工条件が外気温5度以下の場合には舗装施工できないとなっており、年度内の事業完了が見込めないことから繰越明許費とするものです。

次のページ、第3表地方債補正ですが、災害復旧事業債を追加するもので、限度額4,140万円として補正するものです。内容は、先ほど説明しました公共土木施設災害復旧事業に係る起債であります。

次に、歳入を説明いたします。43ページをお願いします。

9款地方交付税の普通交付税ですが、補正財源として1,859万8,000円を補正しております。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 13款1項1目2節であります。障害者自立支援給付費負担金は、療養介護医療費が本年2月より県から移管されたこと、及び昨年度までは国の基金より事業者に直接交付されておりました介護職員の処遇改善のための交付金が廃止され、障害福祉サービスの報酬の中で対応ということに変更になったことに伴い698万5,000円を、障害児施設給付費負担金は利用者の増に伴うものといまして46万6,000円の国庫負担分をそれぞれ増額するものであります。負担率は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1でございます。

○建設課長（照井智則君） 2目1節公共土木施設災害復旧費は、ことし1月及び2月の異常気象

により氷点下以下の気温が続いたことによる凍上災害として認定された町道11路線9カ所の災害復旧工事のための国庫負担金で、国の負担率3分の2で計上しております。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 2項2目5節は介護保険事業計画に定めております整備計画に基づいて本年度六郷仙南福祉会が整備を行う小規模多機能型居宅介護事業所のための既存建物の改修費用に対する国10分の10の補助であります。

○総務課長（小原正彦君） 4項1目林業費補助金は町有林の整備事業を実施するに当たってこれまで森林整備化加速化林業再生事業補助金を対象事業として事業実施してまいりましたが、当該補助金が今年度で終了すること、また作業道について対象にならないことなどから新たに今年度から3カ年の計画で事業実施する森林環境保全整備事業費補助金に変更するものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく2節農業整備費補助金であります。平成25年度当初予算要望しておりました農業体質強化基盤整備促進事業が国の経済対策第二弾として11月30日に平成24年度予備費使用で閣議決定されました。美郷地区が採択されたことから増額するものであります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 3項1目1節の自衛官募集事務委託金ですが、委託金の確定により増額補正をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 44ページをお開き願います。

14款1項1目1節保険基盤安定負担金は負担金額の決定による増額であります。負担率は県が4分の3、町が4分の1であります。2節は13款1項1目でご説明いたしました県負担分4分の1の増額分であります。

○企画財政課長（高橋 薫君） 2項1目1節総務費補助金ですが、バス路線である千屋線について平均乗車密度が1.0を下回ったことにより、県の生活バス路線維持費補助金の補助要件を満たさず減額するものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 2目2節小規模介護施設等緊急整備事業費補助金は介護保険事業計画に定めております整備計画に基づき、本年度凛々会が整備を行う認知症高齢者グループホーム建設費用に対する県の基金事業10分の10の補助を、介護施設開設準備経費補助金は本年度限りの県の基金事業、同じく10分の10であります。今回整備する2施設に対しまして職員募集経費や開設までの間に教育する職員の人件費などに対する補助、秋田くらしの安心サポート推進事業補助金は昨年に引き続きまして県の基金事業、同じく10分の10の補助によりましてボランティア団体等の活動を支援することを目的とする器具購入に要する費用を追加するものであります。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 7目3節の小学校費補助金14万6,000円でございますが、これは六郷小学校と千屋小学校がスキー事業推進に係る県主催のウインタースポーツパワーアップ事業の採択を受けたことによる補助金でございます。

○総務課長（小原正彦君） 3項委託金でございますが、こちらは権限移譲推進による県からの交付金の決定によるものでございます。権限移譲については、移譲対象事務81件に対し、78件が移譲済みとなっております。移譲率は96.3%となっております。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きまして、45ページをごらんください。19款5項4目1節後期高齢市町村負担精算金は、平成23年度の負担金の確定によるものであります。

5目1節後期高齢者医療制度特別対策補助金は、広域連合において行います後期高齢者医療に係る電算処理システムの更新に伴いまして現在六郷及び仙南出張所に配置しております被保険者証等発行用のプリンターの購入費用2台分に対する10分の10の広域連合からの補助を追加するものであります。

○教育施設課長（梅山正之君） 電気料受入金でございますが、認定こども園わくわく園建設工事に伴う工事引き渡し前に使用されます電気料金の施工業者からの負担金でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 青い羽根募金還元金でございますが、額の確定によります増税補正でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 20款町債です。1項7目1節補助災害復旧事業債ですが、公共土木施設災害復旧事業に係る起債でございます。

○総務課長（小原正彦君） 次のページ、46ページをお願いいたします。歳出でございます。

初めに、各款項目に計上されております人件費について一括で説明をさせていただきます。

今回の補正は、2節給料につきましては、県の教育庁より派遣されている職員の昇給分として2万4,000円、3節の職員手当につきましては、扶養手当、通勤手当の支給対象者の増とそれに伴う期末勤勉手当の増、さらには事業量の増加に伴う時間外勤務手当の増加によるもので、3節の合計は113万3,000円となっております。4節の共済費は昇給分と期末手当増による分で1万1,000円の増、人件費としての合計は116万8,000円の追加計上となっております。

詳細につきましては、56ページに給与費明細書を記載してございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

次に、1款1項1目19節の議会行政視察でございますが、こちらは実績によるものでございます。

2目11節の印刷製本費は議会広報の発行費に不足が生じたことにより追加をお願いするものでございます。

2款1項1目3節は児童手当の職員支給分の増による追加でございます。

4節の災害補償基金負担金は、東日本大震災により被災した遺族の補償に充てるための臨時特例的な給付と被災による公務災害防止事業としてのメンタルヘルス事業対策等々に充てるため、今年度に限り地方公務員災害補償基金に特別負担をするものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 2目行政推進費19節生活バス路線維持費補助金ですが、千屋線が県補助金の要件から外れたことにより町の補助率に変更となり、増額補正するものです。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく、3目ですが、自衛官募集事務委託金の確定に伴いまして3目文書広報費に充当するため財源補正をお願いするものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 5目13節町有林保育事業委託金は、町有林の育成事業の安全確保と作業効率の改善のために森林作業道の整備をしたく、追加をお願いするものでございます。

作業道は、渦尻龍川地内500メートル、仏沢地内700メートルの合わせて1,200メートルを予定してございます。

なお、歳入でも説明しましたが、新たに今年度から3カ年事業で実施する森林環境保全整備事業費補助金に変更することで、国の補助金を変更することで作業道の設置につきましても補助対象となるということでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 6目企画費ですが、県の権限移譲推進交付金の増額により財源補正するものです。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく11目19節の自衛隊入隊予定者激励会負担金でございますが、今年度の激励会開催が本町が開催会場となっていることから、開催費用の一部負担金として大仙・仙北・美郷自衛隊父兄会連絡協議会へ支出するため補正をお願いするものでございます。

続きまして、47ページでございます。3項1目でございますが、これは権限移譲推進交付金の確定により財源補正でございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 3款1項1目は県からの権限移譲推進交付金の額が確定したことに伴いまして財源内訳を変更するものであります。

2目12節は、障害福祉サービスの利用増や報酬改定による単価の変更等によりまして国保連に支払う手数料を増額するものであります。13節は訪問入浴及び日中一時支援事業の利用者または利用回数の増に伴う増額であります。19節自動車運転免許取得費補助金は1人分を増額し、住宅

改修費給付事業補助金は新たにお2人の方から要望がありましたことから1人当たりの上限額であります20万円を2人分追加するものであります。20節は歳入13款1項1目でご説明いたしました障害福祉サービスに係ります給付費を増額するものであります。23節国庫負担金返還金は平成23年度の精算により額が確定したことによるものであります。

3目11節及び18節は、歳入でご説明いたしました秋田くらしの安心サポート推進事業の歳出分といたしまして住民等が主体的に高齢者等へ行う支援の一環といたしまして美郷町住民活動センターであるみさぽーとに対しまして研修会の開催や住民活動の記録等を行うためのプロジェクターやビデオカメラの購入のほか、ご自身で作業が困難な高齢者等のお宅の草刈り等を、自治会等へ貸し出しを行う草刈り機の購入費用、そのほか表示シール等の消耗品を計上してございます。19節は、同じく歳入でご説明いたしました国または県基金事業からの10分の10の補助といたしまして小規模介護施設等緊急整備事業費補助金では認知症高齢者グループホームの整備費用、地域介護福祉空間整備等施設整備費補助金につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所の整備費用を、介護施設開設準備経費補助金では今年度限りの補助といたしまして今回整備するグループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所が行う職員募集経費や開設までの間の教育に要する職員の人件費に対する補助を追加するものであります。15節は、中央ふれあい館の浴場につきまして衛生管理基準に基づき塩素濃度の適正管理を実施したく、滅菌装置取り付け工事費を追加するものであります。

続きまして、48ページをお開き願います。

4目18節は、歳入19款5項5目でご説明いたしました後期高齢者医療被保険者証等発行用プリンターの2台分の費用を追加するものであります。28節後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金の決定により減額をするものであります。

○教育施設課長（梅山正之君） 2項4目児童福祉施設費11節需用費の修繕料でございますが、千畑保育園の東北電気保安協会の点検時の指摘によります非常時の消火栓用自家発電機の点検整備費12万6,000円、それと暖房用温度検出器の劣化によります取りかえ修繕料20万円、それから今後に生じます修繕対応の不足見込み分10万円、それに加えて仙南保育園の設備点検での指摘によります暖房用オイルギアポンプイオンの修繕費8万4,000円をお願いするものでございます。18節備品購入費ですが、子育て支援センター開催のサークルへの参加者増によりすこやか園に幼児用木製サークルの配置が必要になりましたことから補正をお願いするものでございます。

続いて、5目子育て支援費でございますが、仙南地区の放課後児童施設健全育成事業に要する

経費でございまして、11節需用費の燃料費は現施設の暖房用及び移動用バスの燃料に不足が見込まれるためお願いするものでございます。修繕料でございまして、新たに旧仙南中学校セミナーハウスを放課後児童施設として利用するため畳の表がえを予定いたしておりましたが、専門業者に見立てていただいたところ、まだ使用が可能と確認されましたので、これを減額させていただいたものでございます。15節工事請負費におきましては、同じく旧仙南中学校セミナーハウスの女子トイレの洋式便器がないということでもございましたので、2カ所の洋式化への改修費をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 続きます、4館1項1目4節及び7節につきましては、平成24年1月より産休・育児休暇に入っております保健師1名の育児休暇期間が3月末まで延長することに伴いまして臨時職員に要する費用を追加するものであります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく3目につきましては、権限移譲推進交付金額の確定によります財源補正でございまして。

49ページ、2項1目19節ごみ集積施設設置費補助金ですが、修繕それから更新による補助申請が多くあったため不足1基分の増額補正をお願いするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 3項1目28節繰出金は簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

○農業委員会事務局長（杉澤 哲君） 続きます、6款1項1目農業委員会費ですが、権限移譲推進交付金の増額により財源組み替えするものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく3目県からの権限移譲推進交付金の額が確定したことによります財源内訳を変更するものであります。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 同じく6目農業振興施設管理費の需用費、修繕料でございまして、「湧子ちゃん」にありますサイダー製造設備のプレートヒーター等の修繕費用と豆腐製造設備の軟水機にふぐあいが出ておりまして、その費用を追加するものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 8目19節であります。奥羽山系仙北平野水資源調査研究会負担金であります。再生可能エネルギーの利用推進に関する研究会が本年8月31日に仙北郡内2市1町を含む32団体4個人で設立されました。それに伴います24年度負担金であります。

次に、県営事業負担金であります。今年度で完了する湯尻地区ため池等の整備事業で、これまで水位監視は斜樋側まで出向き、目視により行っておりましたが、取水管理を容易に行うため圧力式水位計によるデジタル表示方式に変更することになりました。その事業費400万円が増額さ

れたことによる町負担分7%の増額補正であります。

次に、農業体質強化基盤整備促進事業であります。歳入13款2項4目2節で説明しておりますが、国の経済対策第二弾として11月30日に平成24年度予備費使用で閣議決定されたことから、同額を増額補正するものであります。申請農家は六郷地区11名、区画拡大6.82ヘクタール、暗渠排水3.8ヘクタール。千畑地区5名、区画拡大1.65ヘクタール、暗渠排水1.1ヘクタール。仙南地区2名、区画拡大2.3ヘクタール、暗渠排水0.59ヘクタール。合計18名、区画拡大10.77ヘクタール、暗渠排水5.50ヘクタールとなっております。

○建設課長（照井智則君） 同じく8目28節繰出金は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

○税務課長（小原隆昇君） 9目国土調査費ですが、千畑地区につきましては、現地調査が完了し、震災の影響を受けて数値補正しておりました仙南地区とあわせ、調査後の地図、地籍簿の本閲覧を行っております。この後年度内に両地区とも国土交通大臣の認証を受けることとなりますが、本事業は今年度末をもって計画した調査が完了する見込みであり、これらの作業を円滑に推進するため事務補助員1名を増員いたしたく、委託料50万7,000円を減額し、同額を4節共済費、7節賃金へ振り分ける歳出予算の組み替えをお願いするものでございます。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして、次の50ページをごらんください。

7款1項2目商工総務費についてご説明いたします。11節需用費、13節委託料、19節負担金補助及び交付金につきましては、韓国ドラマ「アイリス続編」のロケスタッフの対応費用100万円とダイードリンコ提供によります冬の祭りの取材対応費用10万円でございます。また、冬の祭りについては、竹打ち行事を取材していただくこととなっております。

なお、韓国ドラマのロケ地決定は11月25日ごろを予定しているため、決定後の予算執行とさせていただきます。

次の、3目観光費につきましては、8節報償費と13節委託料について、議員各位にもご案内をいたしているところでございますが、12月24日に後三年駅舎改築に伴う式典費用をお願いするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 次に、8款2項1目道路橋梁総務費は予算総額に変更はございませんが、歳入の土木費権限移譲交付金の確定に伴う財源補正でございます。

2目11節需用費は、昨年の豪雪に伴う除雪作業により除雪機械の修繕費が増大したことに伴い、除雪機械の修繕費に今後不足が見込まれることから除雪に万全を期すため修繕費の補正をお

願いするものでございます。

3目15節及び22節は、9月の補正により予算計上をお願いいたしました槻ノ木・矢口1号線側溝改良工事において立木補償費の額に不足を来すことから、15節工事請負費を減額し、22節補償補填費の増額をお願いするものでございます。

次に、51ページをお願いいたします。5項1目28節繰出金は下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

6項1目11節は公営住宅の修繕費に今後不足が見込まれることから、今後の管理に万全を期すため修繕費の補正をお願いするものでございます。13節施設管理委託料は公営住宅6戸分の募集に係るハウスクリーニングの経費でございます。同じく除雪作業委託費は木造の公営住宅11団地の雪おろしのための経費でございます。19節は住宅リフォーム補助金が11月末で146件の申請がありましたが、今後の新たな申請に対応するため20件分の補正をお願いするものでございます。

○**住民生活課長（鈴木 隆君）** 9款1項2目ですが、権限移譲推進交付金の額の確定によります財源補正でございます。

同じく、3目13節の調査委託料ですが、老朽化が進んでおります六郷中央地区の防火水道管の現状調査や今後の改善策等について検討するため委託料の補正をお願いするものでございます。

同じく、4目19節の交付金ですが、青い羽根の還元金の額確定によります協力団体への交付金の増額をお願いするものでございます。

○**教育次長兼教育総務課長（下田 亮君）** 続きまして、10款教育費1項1目9節の旅費についてであります。これは子供たちの様子をじっくりと視察していただくために、教育委員による学校訪問の回数をふやしたことによる会議等出席の費用弁償6万円の増額補正するものであります。

続きまして、52ページをごらんください。

3目8節の報償費ですが、これは劇団ひまわり公演、英語セミナー、美郷フェスタ音楽交流会の学校交流事業が完了したことに伴う報償金25万2,000円の減額でございます。11節の需用費ですが、これもただいま申し上げました学校交流事業が完了したことに伴う食糧費1万円、管理用消耗品費1万7,000円の計2万7,000円の減額でございます。

○**教育施設課長（梅山正之君）** 13節委託料の運転代行委託料でございますが、スクールバスの千屋小学校の乗車対象児童の増によります運行台数1台の運行分88万2,000円と、特別運行におきまして小学校統合の事前交流事業、それから小中学校の校外学習の重点化、それと中学校の上位大

会への派遣によります台数増分の委託経費414万6,000円、それと当初予算で運行方針が確定しておらず見込めなかった冬休み等の長期休業時の運行所要額196万4,000円の補正をお願いするものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 21節の貸付金でございますが、今年度の奨学生確定によりまして当初見込みよりも新規貸し付けの高校生が5人、大学生が10人、継続中が1人減ったことによる奨学資金貸付金618万円の減額でございます。

続きまして、4目13節の委託料でございますが、これは契約実績によるALT業務委託料10万5,000円の減額でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 2項小学校費1目学校管理費18節備品購入費でございますが、25年4月より仙南小学校となります旧仙南中学校にパソコンサーバーがございますが、同じ機種で同じ時期に購入したものが仙南地区の3小学校にもございます。先般、仙南東小学校のサーバーにふぐあいが生じまして、現在使用不能となっております。このため他の小学校も同様の状態になる確率が非常に高いと認められましたことから、統合に向け統合後に使用されます旧仙南中学校のサーバーの更新をお願いするものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 19節でございますが、これは歳入でもご説明したとおり、六郷小学校と千屋小学校がスキー事業推進にかかわる県主催のウインタースポーツパワーアップ事業の採択を受けたことによる補助金14万6,000円の補正でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 3項中学校費1目学校管理費の11節需用費の燃料費は暖房用燃料、光熱水費は水道料、ガス料金でございますが、統合中学校の予算見込みを旧六郷中学校の実績ベースに3割増として見込んでおりましたが、4月からの実績と今後の使用料見込みによりまして予算の不足が見込まれましたので補正をお願いするものでございます。修繕料でございますが、体育館の暖房機9台の点検をいたしましたところ、1台が作動せず、ふぐあいがございましたので修繕をお願いするものでございます。次のページとなりますが、19節負担金補助及び交付金の負担金でございます。中学校陸上競技場で飲水できる水源がありませんので、トラック改修工事において水道接続工事を実施することになっておりまして、これに伴います水道加入負担金をお願いするものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 2目14節でございますが、これは今年度4月に開校いたしました美郷中学校のコピー機が1台で間に合わないため、急遽1台を追加したことにより事務機器借上料20万円を増額補正するものであります。

○教育施設課長（梅山正之君） 4項1目幼稚園費の11節需用費の燃料費であります、建設中の認定こども園わくわく園の工事引き渡し後の厨房、シャワーに使用する給湯ボイラーのテスト用の灯油料金でございます。光熱水費は、千畑幼稚園の冷房機器増設によります電気料の不足分16万円と歳入でご説明いたしましたが、認定こども園わくわく園建設工事の引き渡し前の電気料金の業者負担分53万4,000円、それに引き渡し後における町の負担分の電気料50万9,000円、それから水道料5万1,000円とLPガス料金8,000円の補正をお願いするものでございます。修繕料は、千畑保育園同様の東北電気保安協会指摘によります自家発電機の点検整備費でございます。管理用消耗品は、認定こども園わくわく園建設工事完成時におけるの消火器16本の設置をお願いするものでございます。12節、13節、14節につきましては、認定こども園わくわく園建設工事の引き渡し後の所要経費でございます、12節役務費の通信運搬費は電話料金でございます。13節委託料は電気保安業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料は下水道使用料でございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 5項3目文化財保護費です。権限移譲推進交付金の確定に伴う財源の組み替えであります。

○教育施設課長（梅山正之君） 次の54ページとなりますが、6項3目学校給食費11節需用費の修繕料でございますが、北給食センターの保存用の冷蔵庫のコンプレッサー故障による取りかえ39万円、炊飯釜テフロン再加工12万1,000円、食器洗浄機仕切りカーテン取りかえ21万1,000円、それから今後の不測の修繕の対応見込み経費として35万円を計上してございます。さらに、南給食センターの灯油ポンプの異常振動がございまして、その修繕費に7万1,000円、それと今後の小破修繕の対応分35万円の不足が見込まれますので、補正をお願いするものでございます。管理用消耗品であります、北給食センターのご飯用16個、汁用10個の食缶にテフロン加工の剥離やさびが生じてきてございまして、その購入費79万8,000円と南給食センターの食器かご保温用コンテナ、てんぷら入れ、円錐おたまなどを仙南地区の小中学校統合にあわせ更新をさせていただきたく、51万9,000円の補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費の給排水冷暖房衛生設備工事でございますが、これは南給食センターの床下の蒸気配管点検の結果、伸縮継ぎ手部の劣化、腐食が指摘されましたことから継ぎ手交換に要する経費66万7,000円をお願いするものでございます。18節備品購入費ですが、北給食センターの3台ある乾湿両用掃除機の1台が故障して現在使用不能となっております。その1台の購入の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○建設課長（照井智則君） 11款2項1目は、ことしの1月及び2月の異常気象により凍上災害と

して認定された町道11路線9カ所の舗装の災害復旧工事のための経費で、3節職員の時間外手当、15節工事請負費の補正をお願いするものでございます。

なお、工事請負費は全額25年度への繰越明許費としております。

また、議案資料集の3ページに事業位置図を掲載しておりますので、ごらんくださるようお願いいたします。

○企画財政課長（高橋 薫君） 12款公債費1目元金、2目利子の増減ですが、償還利率の見直しによるものでございます。

14款予備費ですが、現在予備費残高356万円であり、今後の緊急に要する予算外の支出や予算超過があった場合に対応するため補正をお願いするものでございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第88号の説明が終わりました。

◎議案第89号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第89号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第89号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきまして、ご説明いたします。議案63ページをお開き願います。

歳出であります。

1款1項1目12節は、2月から実施を予定しております後発医薬品差額通知に必要な郵便料を追加するものであります。

2款2項2目19節は退職被保険者にかかります高額療養費の増加に伴いまして100万円を増加するものであります。

4項1目19節出産育児一時金は、当初予算におきまして17件分を計上しておりましたが、既に16件分について支給決定、または支給見込みであることから今後の需要に対応できるよう2件分の84万円を増額するものであります。

8款2項1目13節は、2月に行う予定としております後発医薬品差額通知実施のため国保連に対する電算処理委託料として12万円を追加するものであります。

2目は、契約外の医療機関での人間ドック受診者の増加に伴いまして契約医療機関の人間ドック費用を計上しております13節から19節への組み替えを行うものであります。

64ページをお開き願います。

12款1項1目は、これまでご説明申し上げました支出の増に充てるため199万円を減額するものであります。

国民健康保険特別会計の補正は、以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第89号の説明が終わりました。

◎議案第90号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第90号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第90号 美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

初めに歳出からご説明いたします。72ページをお開きください。

1款1目27節公課費は、24年度消費税の中間申告において不足を来すことから補正をお願いするものでございます。

なお、今回の不足の原因でございますが、東部簡易水道の事業費の増によるものでございます。

次に、1目施設管理費の7節賃金と12節役務費は、これまで冬期間の水道使用料について基本料金のみを徴収しておりましたが、冬期間の使用料金について4月の一括精算では負担が大きく、利用者から改善してほしいという要望がございまして、これらに応えるため昨年度の平均月の使用料金を推定料金として1月から3月までの3カ月間の実態に即した使用料金を徴収するための事務補助員の賃金です。あわせて、見込みによります冬期料金の徴収についての周知と確認のための郵便料金です。

なお、新たな冬期料金の徴収につきましては、利用者の承諾を得られた方のみの実施となります。

11節は各施設の電気料金と漏水対応の修繕費に不足を来すことから補正をお願いするものでございます。15節は、仙南中央地区籠林水源池の取水ポンプ1基の交換工事に要する経費でございます。

2款1項2目23節は、償還金利子の確定により減額するものでございます。

次に、歳出の財源となります歳入についてご説明いたします。71ページをお願いいたします。

5款1項1目1節は、一般会計からの繰入金でございます。

6款1項1目1節は、前年度からの繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第90号の説明が終わりました。

◎議案第91号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第91号 平成24年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第91号 美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号について、ご説明いたします。

初めに歳出からご説明いたします。80ページをお願いいたします。

1款1項1目27節公課費は、24年度消費税の中間申告において納付額が定まったことにより減額補正をお願いするものでございます。

2項1目施設管理費15節は、公共升設置接続工事5基分の工事費でございます。

2款1項1目元金23節は、償還元金の確定によるものでございます。

同じく、2目利子23節は償還金利子の確定により減額するものでございます。

次に、歳出の財源となります歳入について、ご説明いたします。79ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金1節は、繰越金などの確定により一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

4款1項1目繰越金1節は、前年度からの繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第91号の説明が終わりました。

◎議案第92号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第92号 平成24年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第92号 美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

初めに歳出からご説明いたします。88ページをお願いいたします。

1款1項1目13節委託料は、使用料の条例改正に伴う使用料の電算処理システム改修のための委託料でございます。27節公課費は、24年度消費税の中間申告において不足を来すことから補正をお願いするものでございます。

2項1目施設管理費の11節は、ことしの8月から電気料金が改正されたことに伴い、各施設の電気料金に不足を来すことから補正をお願いするものでございます。13節委託料は、汚泥処理料金が4月から改正されたことに伴い、処理料金に不足を来すことから補正をお願いするものでございます。15節は、事業費の確定により減額するものでございます。

2款1項1目23節は、償還元金の確定によるものでございます。

同じく、2目利子の23節は償還金利子の確定により減額するものでございます。

次に、歳出の財源となります歳入について、ご説明いたします。87ページをお願いいたします。

4款1項1目1節は、一般会計からの繰入金でございます。

5款1項1目1節は、前年度からの繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第92号の説明が終わりました。

◎議案第93号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第93号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第93号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきまして、ご説明いたします。議案95ページをお開き願います。

歳入であります。

3款1項2目1節は、保険料軽減対象者数の確定に伴いまして一般会計より繰り入れる保険基金安定繰入金を減額するものであります。

96ページをお開き願います。

次に歳出であります。

2款1項1目19節は、歳入で減額いたしました額と同額を後期高齢者医療広域連合納付金から減額するものであります。

後期高齢者医療特別会計の補正は、以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第93号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時07分）

